

御宿町広報

第3号
 発行所 御宿町役場
 印刷所 阿佐商会
 株式会社 阿佐商会
 電話 千葉 2136

年のはじめの挨拶

町長 井上文吉

吾が御宿町は丁酉の新春を迎えて合併後第三年、このめでたき年に当つて今後の発展を祈るものであります。

戦後十一年ぶりで吾が国も連と国交恢復し、国連にも加盟し何んとなく肩のこりも解けずがすがしい気持ちになりました。

近頃神武以来云々と云う言葉が新聞に見られ、世人の口にも上りますが今や漁期に際し、太平洋夷隅沿岸地方は神武以来の鯛の好漁が続く、私達は洵にありがたく天の恵みに感謝し無限のよろこびであります。

吾が町は東西に大きな町を控え網代湾を抱擁して太平洋にいきり業なし、丘には田畑を耕作して産業にいそしみ励げみて居りますが、町民各位は日夜の努

力の中々容易でない事は今更申上げるまでも御座いませぬが、住民の絶えざる御奮闘により幸い吾が町は地財法の適用も受けずに越年した事は深く感謝申し上げます。

さて何れの町村に於ても産業に、教育に、観光に、土木に、厚生やら山積して居る事業は皆同じであるが、すべて地方の発展は先づもつて道路の開発整備が根本である。亦私達の町が観光の施設に力を注ぐことの必要は勿論である。観光客の誘致及び人文的方面にも大いに開発すべきものが有ることは誰しも同感であります。現に御宿が千葉県立公園の一部であり、近く南房総が国立公園に指定さるゝ日の近かく実現を見るべく、関係

者と奔走し目的達成につとめて居りますから、今後観光事業にも一段と拍車をかけ、日西黒記念塔修築工事寄附金の募集等に

近代建築の粹を集めて

御宿中学校落成

助役 相原誠三郎

昭和二十二年義務教育六三制が制定せられ、急に中学校々舎を建築せねばならなく成りました。

当時は終戦直後で物資不足甚しく、且つ町財政上からも新築は不可能の状態でありました。

之は各町村共通の悩みで、その為自殺した町長すらあつた程で、今から考えますと想像も出来ない時世であります。然し、教育に支障があつてはと、町長は色々苦慮致し



もとりかかりたく尚御承知の通り目下町民に御理解を御願ひ致して居ります。国保の件も各位の御協力を頂いて是非共開始いたし度、茲に相互に健康を祝し御繁栄を祈り新らしき年の言葉といたします。

アイオン颱風で倒壊し、建直すのに当時の請負人渡辺清治殿は、農耕用の牛迄売つて資金に当てた等、痛々しい座みの苦しみを味つた建物が今の貧しい校舎であります。とは云え当時としては中学校建築の先駆として、県下に大いに気を吐いたものであります。

その苦勞に苦勞を重ねた校舎も、今日では余りのみすぼらしさに先生方や、生徒諸君には、御氣の毒に堪えず何とかして近代的に立派な校舎を建て、良い環境で良い教育をして戴き度い念願から、色々な夢を持つに至りました。その夢の一つは、耐震、耐火、耐久校舎であります

此の頃小中高校に火災が頻発して居ります。それは各地共未だ木造校舎が大部分であり、従つて校舎の一角に火を發しますと、その延焼は計り知れないものがあります。

又風の被害であります。当町の風害は過去に五倫講で有名な小学校の倒壊があり、中学校では前に申しました建築半で倒壊した等、大きな二つの苦い経験を持つて居ります。而かも木造では年毎に修繕に追はれて、その費用は莫大なものがあります

出来ました。然し不足を補う諸材料も無く、代用品すら辛うじて手に入れた程でありました。資金は町民有志からの借入金や寄附金で補う等した建物か現在の南側校舎であります。

又翌年東側の校舎を全様の苦勞を繰り返して新築に着手しましたが、工事半

此の危険を除去し、修繕費を少なくする事は結局に於て校舍を耐震、耐火、耐久構造にするに如くは有りません。それは、財政的に余裕の無い町村の現段階では、不可能に近い事でありますが、当町では何を置いても之を実現したい事でありませぬ。

それで鉄筋コンクリート建築の夢を見ましたが、高峯の花と諦めて、オールブロック建築を研究致しました。そして、之なら実施可能の確信を得たのであります。

ところで昨年四月岩和田中学校を統合し、今年四月又布施中学校を統合する事に成りますので、教室の不足を来し至急増築の必要に迫られ、町教育委員会から増築を要請されました。第一期事業として百五十坪増築に決定、オールブロック建築に決定、予算六百五十万円を計上致しました。第二期、第三期としては此の校舎の両側に、四教室づつと、附属室を建てる予定であります。

そして、町教育委員会及中学校P・T・Aの方々は、諸々のブロック建学校等を視察研究の上、ブロック建築に決定、工事を町長に委託されました。町長

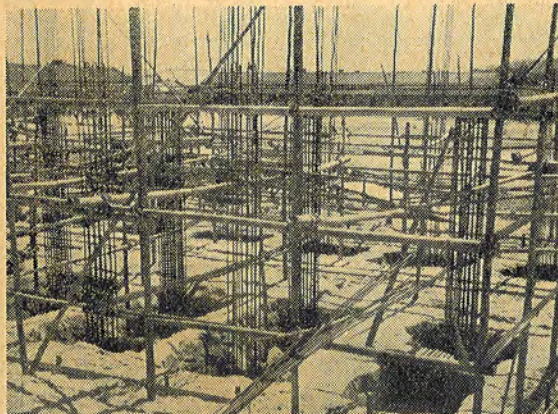
は早速町議会の協賛を得、文教委員会、建設委員会に計り御協力を戴き、先ず設計を千葉市の榎本設計事務所へ委嘱、構想を練りました。

耐久校舎の事故、遠い将来をも考慮して出来る丈立派にと、工夫に、

工夫を重ね、練りに練りました。希望は大きく、予算は少な過ぎ、榎本設計士には御気の毒にも幾度も無理を願ひ、

幾度か設計替して遂に高峯の花と見た鉄筋コンクリート建

ブロック壁、二階造り百六十六坪八合、一、二階共八十三坪二合五勺、三階は三坪三合、八室で内部構造にも相当意を用いた。先づ、御宿町としては十分と云い度い設計が出来上りました。



そして三月十日入札、東京都及千葉市の一流業者六名を指名致しました。第一回入札、第二回入札、共に予定価格に達しませんでしたので最低価格入札者、松井興業株式会社と折衝して漸く六百九万六千円、坪当り三万六千

五百四十七円弱で請負契約を締結致しました。安過ぎて無理は承知の上でありましたが

松井さんは心良く引受けて下され直に着手致しました。工事費は、建築請負金六百九万六千円、設計監督費十六万円、整地費、事務費、雑費二十四万四千円

計六百五十万円 中学校の野口、竹内、高梨の三代にわたる校長先生及先生方生徒は勿論、町民各位は忙がし

い最中に拘らず困難な整地その他の作業に献身して下さいました。その熱心な奉仕振りには、感涙を禁じ得ませんでした。設計や整地に手間取り、三月も末に成りましたので事業の大部分を三十一年度に繰越し、三十二年十二月五日完工の間セメントの値下りを見た丈で、他の材料、特に鉄材の物凄く値上りは請負者には損を加重したと思われます。にも拘らず、損益を度外して責任を重んじ、計画通り立派に仕上げた松井興業の誠意と手腕に、敬意を表し感謝致します。

此の校舎は一階は職員室、玄関、宿直室、普通教室、二階は図書室、会議室、予備室、裁縫室、三階は放送室であります。続いて増築する校舎の出来る迄は普通教室として、一月から使用して居ります。耐震、耐火は勿論衛生的に便利で、感じ良い校舎として夢は実現致しました

寒暑と音を防ぐ長所を取り入れて、壁と間仕切はコンクリートブロックを使用し、その上塗りに内部は色モルタル仕上げ、ピニラック塗装、外側はモルタル仕上げノセコート塗装とし、一階の床は寒冷を防ぐ為、コン

クリートブロックを敷き、色モルタル塗装、廊下、会議室の天井は防音の目的でサンライト張り各室の天井は一部分装飾を兼ね防音装置として、サンライト張り致しました。硝子は外側は正一分厚、内側は並板を用い、黒板は布張り四度塗りとし、黒板の両側はコルク張り、廊下と室の境の窓は両面共布ベルセード張りとして、掲示板に致しました。一階廊下のコンクリート柱の厚さを利用して、柱と柱の間を下駄箱に致しました。之は勝浦の西校舎にヒントを得たのであります。

屋上には高さ一米十の手摺を取り付ける筈でしたが、予算の関係上次年度工事の予定であります。

外に追加で電灯工事を二十二万九千円、報送施設用配管六万五千円の工事を致しましたが、電灯は各室本来の目的に使用する迄は假器具であり、放送施設は将来を見込み配管丈であります。之の監督を市東製三郎氏が無報酬で御務め下さいました。

大体以上の工事でありませぬが之は全く町議会は勿論、町を挙げての御協力と、終始御指導と御援助を賜った県建築課の北奥

栄ある表彰にかがやく

課長補佐殿、県教育庁と地方課の御支授、又奉仕的精神で創意工夫を憑らし、設計下さった榎本文吉殿、永い間深い瀟瀟と厳正な態度で、困難な監督に携つた榎本設計事務所内石井政治殿の功績であります。又計画に、相談に、側面から援助下さった

篠塚商店半田社長殿、全商店小林前専務殿に負ふ所も大きく、殊に関龍雄先生には、教育委員長として、絶えず御助力下さいました。顧みて、感謝に堪へません。

各位に、紙上を以つて深甚の謝意を表します。

井上町長に知事表彰

菊花薫る十一月三日文化の日、多年千葉県統計界発展のためにつくされた井上町長に栄ある知事表彰がおくられた。

井上町長は、昭和二十六年夷隅郡統計研究会会長、昭和二十九年千葉県郡部連合統計研究会会長に就任し、現在も活躍を続けています。この間、夷隅郡統計研究会は、昭和二十六年に知事表彰、昭和三十年第六回全国統計大会に於て、全国統計協会連合会長より表彰されるに至つた事は、町長さんの力があつたなればこそであります。

この様な、数々の功績が広く認められて今度び表彰されたわけですから、町長さんの、この榮譽に対し、皆さんと共に、心よりお祝い申し上げたいと思います。

優良子供銀行に岩和田小学校

昭和三十一年十二月十七日、県建設会館に於て昭和三十一年度、優良子供銀行に対する表彰式が行われました。

この席上に於て、岩和田小学校こども協同組合は、成績が優秀である事が認められて、県貯蓄推進委員会より表彰されました。

(総務課)

冗費を節約して

健全財政を維持

収入役 佐藤清司

昭和三十三年の新春を迎えまして御同慶に堪えません。茲に合併二ヶ年の御宿町財政状況を申し上げます。

過ぎた三十年度に於きましては町建設五ヶ年計画に基き、学校増築、道路の改修建設、町営住宅建築、漁港修築等あらゆる点に計画を進められたる関係上、予算も歳入歳出共四三、一七〇〇〇円と相当多額に昇りましたので、其の執行に当りましては心配も致しましたのですが、町長さんの強い節約方針を旨とし極力冗費を省き、殊に消費的経費に就きましては各位の協力を需めて節約を致して、慎重に実行致しました。幸に各実施事業もたいした支障も無く次々に完成されました、其の結果収入総計四〇七六一、七五四円、支出総計三三、八四〇、五六九円差引翌年度繰越金六、九二一、一八五円となりました。

但翌年度繰越金多額の理由は中学校増築工事及御宿漁港修

築工事の竣工が延びましたので其の工事費の内六七六〇、一〇二円が翌年度に繰越され竣工を待つて支払はれた爲で真の剰余金は一六一、〇八三円であります。

御承知の様に県下多数の市町村が赤字財政に苦しむ中に、幸に我が御宿町に於ては、堅実なる財政の下に決算の出来ました事を御知らせ致します。昭和三十三年も引続き町建設計画に基き相当多額の予算收支共四二五四六〇〇〇円によつて、計画実施に邁進して居りますが、現在順調に堅実なる歩みを続けて居り、本年も完全なる予算の遂行をなし得ると信じて居ります。

町の収入支払につきましては町長の命令により収入役の責任に於てなされるものであります。其の執行に当りましては充分慎重を期して居ります。然して毎月町監査委員の厳正なる監査を受けて公正を期して居りますが、町民各位に於かれまして

も御心付の点が御座いました節は、御遠慮なく御話を願ひまして健全なる上にも明るい会計を遂行致し度いと念願して居ります。何と申しましても町財政の根幹をなすものは町税収入で御座いまして、此の収納成績は町発展施設並に経営万般に大きく影響を及ぼすもので是が完全は小数の係員のみでは到底良くするものでありませんので、納税組合の設置等凡ゆる点に幸に皆さんの御理解を得まして相当の成績を上げて居りますが、尚一層の御協力を切望する次第で御座います。

町発展上色々の施設に急がれたのであります。町の収入にも一定の限度が御座いますので各位に於ても愛町の精神から色々御希望が御座いますと思ひますが無理を致しますと、兎角健全財政も崩れ易いもので願わくは互譲精神に基きまして、堅実なる財政の一線を堅く守り漸進主義により重点的に諸施策を実現して、町将来の発展を期さる様希望する次第であります。

× × ×

▽▽ 布施中学校統合について △△

中学校教育は、先生が学級担任である小学校と異り、学科担任の為、学科数丈の先生を必要とする。それで学級の少ない学校でも、一定数の先生が無ければならない。然し実際問題としては、学級数の何倍もの先生を配置する事は、県の財政上からも困難である。従つて一人で何種目の学科を、兼任せねばならない事と成り、設備も不十分に成り勝である。而かも此の様な学校では、良い先生は赴任したがらないのが普通である。当然良い教育を望む事は、無理と云う事に成る。義務教育最終の大切な教育故、一時の感傷や感情にとらわれず、優秀な学校にする事が望ましい。

その意味で県も、国も十二学級以上の学校に統合する方針である。それが町村合併の目的と効果の大きな一つである。

布施中学校は前記の理由から昭和三十年三月三十一日布施村が大原町と御宿町に合併と全時に統合する理想としたが、突然の事で両町共、統合する準備が無い。そこで両町は向う一ケ年間に、即ち昭和三十一年三月

三十一日迄準備する事を約束し両町相談の上布施学校組合規約を制定し、附則として中学校は昭和三十一年三月三十一日で組合を解消する旨記入、町議会は議決した。

昭和三十一年二月御宿町は約束に従い御宿中学校に統合しようとしたが、大原町は失念してか、附則は記入無く、それを理由に準備しなかつた。御宿町は地区住民の早期統合の強い要望があつたが、大原地区学童の困惑を見るに忍びず、大原町の申入れを容れ、昭和三十一年三月三十一日迄一ケ年延長の議決をし、その間に大原町に統合の準備をして戴く事とした。

その後辞を低うしての交渉、幾度か新学期を目前に控えるに拘らず、大原町は飽迄附則無きを理由に準備せず、而かも準備の御都合では何時でも委託に依るとの、御宿町の申入は断然拒けつ、何等の見通しも妥協案も示さず、全く誠意の無い態度で今日に至つた。

のみならず今年一月五日頃大原町布施地区有志は、中学校統合反対同志会を結成し、県に陳情した。

本来は、学校管理者である御宿町長に可否を糺した後、県に陳情するのが順序である。此の矛盾した致し方は明かにその意とする所を示している。最早や話合での解決は不可能の状態に立至つた。之以上時を過す事は却つて両町住民間の争を表面化し、混乱と成り直ちに教職員及学童に悪影響を与へ、教育に累を及ぼす結果に成る。之を慮るればこそ御宿町は永い間忍び難きを忍んで、折衝に折衝を重ねて来たのである。然るに不可解にも無理な理由を付けて約を守らず、当然しなければならぬ統合に反対し、強い混乱を起そうとしている様に思はれる。真に学校の為、生徒の為を思へば、誰の考えも大差ない筈で、話し合の付かない筈は無いと思う。然るに学校を一二の人の感情や、政治問題に利用したり、悪用する下心の為にかかる事態が起る事と思う。此の事は最も慎まねばならない事であり、一刻も早く防がねばならない事である。実に教育上の大問題であり、嘆かわしい次第である。

之を放任すれば組合学校制度の欠陥が表面化し、之の否定と

成り、小学校の組合解消の声も大きく成る事であろう。

御宿町としては此の紛争の根本である組合学校の解消は、却つて喜びであり、地区住民並に学童としては幸であるが、大原町としては困る事であり、全地区父兄及学童としては不便不安の事と思う。

事学校の事であり、学童に影響を及ぼす事である故、御宿町としては最も慎重に考え不利を忍んで、大原町の為此の混乱を最少限に喰い止め、即ち、中学校で喰い止める為、又御宿町地区父兄の要望に答へ議会の議決に従つて地区内布施中学生徒は三十二年四月から御宿中学校に通学して戴く事とした。之は大原町の一部の人に、一方的な決定であると非難する声もあるがさにあらず、今日迄の経過を省み又現況を顧て悪意は微塵もなく、徹頭徹尾、謙譲的であり愛他的であつたと確信する。

勿論大原町教育委員会が許すならば、大原町地区学童でも御宿中学校を希望する生徒は喜んで御引受けする用意がある。

終りに地域住民の方々からは一日も早い統合をと幾度も要請があつたのに拘らず、徒らに一

税務だより

年間の御待たせした事を心から御詫びする。

本町のあらゆる施設の財源は町民各位の御努力による納税であります。

この納税の完納か滞納かは、本町の財政の健全か不健全かになります。健全な財政を以て、町政を行ふところに平和な住よい町が生れ、町民各自の福祉の増進もできると思われます。

三月の年度末も迫つて参りますので、納税に一段の御盡力を御願いたします。

次に

一、家屋を新築増築策しようとする場合には、必ず着工届を役場を経て知事に提出して下さい。用紙は役場にありません。但し、十平方メートル以内は必要ありません。

二、自転車並に、その他の車を所有の方で標識のないものは必ず届出をして標識の交付を受けて車体に取り付けるようこれは交通安全又は、犯罪防止上にも、大切な事であります。

教育委員会欄

布施中学校、御中に統合を決定

昭和三十三年初委員会に於て

一月十二日、役場会議室に於て昭和三十三年の初委員会を開いて次の議案を審議の結果全会一致可決確定いたしました。したがって昭和三十三年以降は全町一中学校となり新町充足以来の重大懸案の一角が解決されることになり御同慶に存じます。

議案第四号

御宿中学校学区変更に関する件

理由

布施中学校組合立布施中学校設置について御宿町議会は布施学校組合規約附則に於て昭和三十三年三月三十一日限りとする旨明記議決あり。依つて爾後の本町布施地区生徒の教育に就ては本委員会の責任に帰すべきものと思われるにつき、昭和三十三年四月一日以降御宿中学校学区を御宿町一円となし、以つて本町布施地区生徒の就学並に就学事務遂行に支障なきを期するため本件を提案する。

提出 昭和三十三年一月十二日 御宿町教育委員会

▽由来教育委員会は議決機関であり同時に執行機関であります。町の最高方針として議決された昭和三十三年三月三十一日

学 年	性 別	御 宿		岩 和 田		布 施		計	学 級 数
		女	男	女	男	女	男		
一 年	女	六〇	一八	一八	三〇	一〇八		四	
一 年	男	六七	二四	二五	一一六			四	
二 年	女	七五	二二	二〇	一一八			五	
二 年	男	七九	一八	二八	一二五			五	
三 年	女	六二	一七	一九	九八			四	
三 年	男	五七	一七	二二	九六			四	
計	女	二〇八	五九	七二	三三九			一三	
計	男	一九二	五八	七二	三三二			一三	

御宿中学校も御蔭様を以て第一次増築計画は予想以上と言つていい位見事に完成いたしました。したが、続いて計画されている第二次計画完成のため町民各位の更に一段の御協力を御願いたします。

「町民の声」原稿募集

「町民の声」の原稿を募集します。建設的な町民共通の関心事を奮つて御投稿下さい。原稿の長さは四百字詰原稿用紙一枚程度。

原稿はお返し致しません。

限りとする」と明記された附則に変更のない限り、執行機関たる委員会はその線に沿い適切な処置をなし責務を果すべきものと思ひます。当町布施地区生徒の就学について支障のない措置を講じ、法令に定められた就学事務を遂行するに遺憾なきを期する為右の措置をいたしたのであります。従つて三十三年度の御宿中学校の状況は次のようになります。

町内短信

- 一月一日昭和三十三年新年祝賀式を御宿小学校講堂に於て行う。議会議員、各種団体関係者、小、中学校職員、役員職員等約二百名が出席す。
- 一月四日御用始め
- 一月五日出初式
- 一月十一日漁港整備事業実施 検診、県より岩井漁政課長外四名来町
- 一月十二日御宿町教育委員会

計量器定期検査の実施について

このたび行われまます計量器定期検査というのは、業務上取引若しくは証明の爲使用し、又は使用に供する為所持する計量器(ものさし、ます、はかり類)について県が標準器に依り検査をなし、正否の判別をし、不正器物を発見し、計量の不正を未然に防止し、各般の計量の正確を期するのが目的であります。計量器は物を計る基準器でありますから其の使用者は常に自己の使用中の器物に注意し、計

量器を正しく使用せねばならぬ特別の義務があります。然しながら自分で正否を検査すると云うことは容易でないから不正器物を使うような場合がありがちです。今度のような場合は最も良い機会ですから進んで検査を受けて下さい。 取引若しくは証明の爲に所持する計量器をお持ちの方は是非申告して下さい。 検査を受ける方は一般商工業者、農水産業者、医師、薬剤師

紙上匿名は自由ですが、住所氏名明記の上、役場広報係宛お送り下さい。偽名又は氏名なきものはとりません。

開催 ○一月十四日臨時会計監査を執行 ○一月十五日成人式を午前十時より御宿小学校講堂で挙行 ○一月十七日布施地区区長並びに部落長会議開催於役場 ○一月十九日千葉県郡部連合統計研究会開催、於役場県統計課長外十四名出席 ○一月二十日御宿町議会協議会開催午前九時より於役場 午前九時より御宿小学校講堂に於て第二回農協祭を挙げて冬期農業調査事務打合せ開催

の方で詳しいことは役場産業課にお尋ね下さい。検査期日は来る三月七日より九日迄の三日間場所は御宿小学校講堂を予定致して居ります。検査時間は午前九時より午後三時迄です。

器物検査について御注意申し上げますと、油、糖、砂糖又は其の他の附着物のある計量器は不合格となる虞れがありますので、清潔に掃除して提出して下さい。しかし其の際内部外部の附着物を取り除くためサンドペーパー等にて無理に掃除し機能を損傷せぬよう御注意下さい。

計量器は乾湿、雨露、日光等にさらすと狂いを生じ易いので移動に当つては充分注意し、マスの内にはハカリのおもり、又は斗概等を入れず丁寧に取扱つて下さい。検査に合格した器物には合格証票及び合格証印が附されます。この定期検査は三年乃至四年に一度づつ取り行われます。この検査は例え不合格になつても器物は絶対に破壊致しません。検査手数料は一切無料です。計量器の定期検査の実施要領その他は以上のようにありますが、尚近日中に該当の皆様の方に何等かの方法に依り連絡致しますので、その節は進んで

申告し、検査の目的の達成に御協力下さるよう御願ひ申し上げます。

(産業課)

婦人問題の相談と年少労働者の保護のための婦人少年室協助力員についてお知らせとお願ひ

新憲法の制定により婦人の地位も年と共に向上して参りましたことは大変喜ばしいことでありますが、まだまだ蔭にも表にも跡をたない未解決の社会問題もあり、又個人問題でも力弱きが為泣寝入りの止むなき状態に悲しい日々を過して居る気の毒な婦人もあり、労基準法はあつても悪徳雇主のため酷使にあえぎ泣く年少労働者(十八才未満)も広い世間にはたくさんあるのではないかと思われませんが、これ等婦人の地位向上のため婦人問題の相談に応じ、年少労働者の保護のため労働省には婦人少年局があり、千葉県には千葉婦人少年室があります。役人の手も足りませんので婦人少年室協助力員及婦人問題相談規定に基きこれ等に関する行政の円滑な運営をはかるため民間人からの積極的援助を目的として婦人少年室協助力員の任命があり本郡では長者町の齋藤三重子さんと私とが昨年委嘱任命され、労働大臣から辞令の交付を受け

ました。本郡は茂原地区の第三区であります。幸本町は勿論本郡としても他に見られるような問題は非常に僅少のことと思われませんが、見聞も狭いし経験も乏しい者でありますので、皆様方の御支援御協力を得て少しもお役に立つことが出来たらと念願して居ります。

出 初 式

恒例の出初式が去る一月五日午前十時より御宿小学校々庭に於て消防団員五百名が参加して行われた。

当日は、機械具の点検、ポンプ操法、分列式の後、消防功勞者の表彰と来賓の祝辞があり、最後に一せい放水を吹きあげて同十二時十分終了した。

尚当日表彰された者は次の通りです。

千葉県知事功勞表彰
滝口 一夫
千葉県知事精勤表彰

鈴木 勇治
佐藤 弘人
吉野 達男
井上 巖
井上 操
千葉県消防協会長功勞表彰
石井 実
白井 福松

千葉県消防協会長精勤表彰
石井 一雄
矢沢 武雄
鶴岡 鶴治
大地 衡平
桜井 美佐夫
千葉県消防協会夷隅支部長
功勞表彰
貝塚 武

千葉県消防協会夷隅支部長
精勤表彰
石井 五郎
伊藤 利雄
君塚 佐市郎
鶴岡 保
佐藤 久夫
井上 政美
小林 佐美

松井 留吉
鶴岡 秀雄
松本 孝祐
滝口 咲男
椎木 惣一郎
吉田 和
君塚 章
吉野 佐喜夫
石井 惣次
吉野 数男
井上 颯
御宿町消防団長精勤表彰
松本 政治
小山 二百二郎
江沢 一雄
神定 稔
熊井 勝藏
滝口 正夫
寺家 幸男
貝塚 貞利
吉野 定一郎
佐藤 文夫
井上 新
関 増栄

「相 談 室」

「問」年末出生と税控除
昨年十二月末に三男が生まれましたが、すでに年末調整もすんだ後だったので扶養控除を受けられませんでした。三男

の分は本年からでないと思われ、受けられないのでしょうか。

「答」所得税の扶養控除はその年十二月三十一日(死亡の場合は死亡の時)の現況によることになっていきます。したがって、十二月末に生れた子供もその年分の所得税で控除を受けることができます。あな

×× 公営住宅の建設進む ××

前年二十戸を建てて、入居希望者には大変喜ばれて利用されています。本年も引き続き新町の同じ地に二十戸を工事中で来る三月頃までには出来上つて入居希望者に満足を与へられることと思えます。
この工事実施にあたりまして

皆んなに喜ばれた歳末助合 運動と困窮家庭への援護

旧臘御宿町、御宿町公民館社会部、民生委員共同主催により歳末助合の運動を実施致しました。処各位の温い御厚意と御援助によりまして多大なる金円物資等御恵贈下さいました皆さんに厚く御礼申し上げます。
又御宿高校よりはバザーの際

たの場合には、年末調整がすんだ後の出産なので、給与所得の源泉徴収は扶養控除を受けることができませんが、三月十五日までに所得税の確定申告をすれば、税額を再計算して過納額を還付してもらえます。

は、公営住宅建築法及び御宿町の規則によつて、十月二十五日当町の建築請負者全員と町外より三名の業者を指名して競争入札をいたした所結局勝浦町の屋代工務店に落札することになりまして、目下工事も順調に進行しています。(産業課)

の収入全部をのし餅に換え、大多数喜養老院や、町内の困る人に差し上げて戴きたいと申出で下さいました。こうした人達の御陰で、町内貧困家庭は勿論養老院病院入院者等、所期の目的たる歳末助合の援護事業を完遂出来ました事、一偏に皆々様の御理

昭和31年度才末助合運動援護結果表

収入の部			支出の部		
須賀	金	5,380円	引揚援護愛の運動寄附金	9,480円	
浜	金	3,975	北海道救護義捐金	5,000	
新町	金	9,030	町内被保護世帯え慰問金	9,450	
六軒町	金	2,610	大多喜養老院	5人慰問金	1,000円
久保	金	2,900	佐倉病院入院者	24人慰問金	4,800
高山田	金	30	もち米9斗		
岩和田	金	5,000	もち米9斗に換えて		
上布施	金	535	餅用もち米7斗		
実谷	金	30	衣類	93点	
収入計	金	53,290円			
支出計	金	53,290			
差引	金	なし			

解ある御協力の賜と厚く感謝して居ります。
受給者も真心ある物心両面よりの援助で明るいお正月を迎え

事が出来感激して居ります。簡単に結果表を添えて、御礼に換えます。

一人一人が注意を 火災は油断から

昨年の県内火災発生状況は九億円、前年と比べて件数において二百二十件、損害は約

- 出火の場合に対処する用意は平素十分整えておくことはもちろんですが、火災を起さないよう各家庭で御注意していただきたいことを列挙しますと、
- ▽とり灰は、残り火のないことを確認してから処理し、カマスなどの燃えやすいものに入れないこと。
- ▽炊事場、風呂場などの火気使用所に燃えやすいものを置かないこと。
- ▽たき火の後は残り火を完全に処理すること。
- ▽コタツを使用したときは、あと始末を完全にすること。
- ▽電気配線の点検を行うこと
- ▽電気コンロ、コタツ、アイロンなど使用後はスイッチを切ることを忘れないこと。
- ▽石油コンロ等を使用の場合にはなるべくそばを離れないこと
- ▽マツチは小児の手の届かない所に置くこと。
- ▽タバコは必ず、必ず完全に火を消してから捨てること。
- ▽家を留守するときは火のものと二度も三度も点検すること
- ▽もし出火の場合は消火に努めることはもちろんですが、早く大声で附近の人達に知らせ、同時に消防に連絡すること。

住民登録の話

私達は、誰でもどこかの市町村内に一定の住所をもつており
ます。

住所とは、人の生活の中心となる場所をいいます。このように市町村の区域内に住所を有する者をその市町村の住民というのでありますが、私達の日常生活の上でこの住民の資格から生ずる権利義務というものは、極めて多いのであります。

例えば、主食の配給を受けるにも、選挙権を行使するにも、小・中学校に子弟を就学させるにも、生活保護を受けるにも又市町民税の課税にしても、その住所が基本となるのであり、又住所証明(居住証明)印鑑証明を貰う場合等についてもその市町村の住民であることに基いてその証明がなされているのであります。このように私達の日常生活にとつては、私達がどこの市町村の住民であるかということや、必要ならかにしておくことが、必要なのであります。

ではこのように私達の生活に最も関係の深い住民登録制度において住民が届出を要するもの

について次に述べてみましょう
住所の移転に伴う①転入届、②転居届(同一市町村内において住所を移転した場合)③変更届(世帯主とか世帯の構成が変わつた場合)及び④国外移住届の四つの場合です。これらの届出は転入届、転居届については、新たに住所を定めた日から「十四日以内」に、変更届についてはその変更を生じた日から「十四日以内」に、また国外移住届については、日本内地における住所を去る以前に(期間は別にない)それぞれ住所地の市町村役場(支所、出張所)に届出なければならぬことになつております。届出義務者は第一に、世帯主になつておりますが、世帯主が届け出ることができないときは、世帯管理者又は世帯員の各人がこれに代つて届け出なければなりません。

以上は届出が義務づけられてゐることなので住民登録に變動を生じた場合は必ず、届出を忘れないように注意しなければなりません。

米の売渡は超過で完納しました

昭和三十一年産米の政府売渡については、各関係機関の御指導と相俟つて農民各位の深き御理解と携まない御努力によりまして、昨年十二月二十四日予約申込量を超過し、二、七〇七石

四斗を集荷致しましたので茲に御礼を申し上げます。
尚参考までに、完全農家の被害減収量、推定生産量を併せて左表に掲げます (産業課)

昭和三十一年産米集荷・被害・生産量
部落別一覧表 (米の売渡農家)

部落名	予約 申込量	約量 集荷	外 集	荷 績	被 減	害 減	推 生	定 産
石								
須賀	19.1	9.2	0.8	80.4	14.0	2.8	308.8	25.3
高久	526.2	221.2	2.2	528.4	37.4	1.8	1,096.4	24.5
新	221.2	9.2	6.0	227.2	14.1	1.8	483.9	24.5
六軒	3.4	16.2	—	3.4	0.2	—	22.3	75.3
岩和	168.8	280.0	1.2	170.0	14.0	—	356.8	518.1
七谷	280.0	136.4	0.8	280.8	14.8	—	518.1	285.3
実谷	161.6	262.5	—	161.6	17.3	—	321.4	589.4
新小	412.0	302.0	2.5	418.0	16.7	—	685.9	512.9
立幡	302.0	99.2	0.4	302.4	7.7	—	512.9	249.4
合計	2,687.5	19.9	2,707.4	205.5	5,555.7			

ジフテリアやインフルエンザにかからぬよう注意しましょう

ジフテリアは子供にとつて、夏の赤痢や腸炎といった伝染病と同じく恐しい伝染病となつて
います。

病気の進み方も早いので、罹病後僅かな日数で尊い生命がうばわれることがあります。この病氣は、ノドに白いネバネバした

液がつき呼吸が出来なくなるといふ病気で手当が早ければ治るが、知らずに放つておけば一夜のうちに死亡する場合もあります。

しかし、このような恐しいジフテリアも、いまでは予防接種によつて完全に近いまで予防することができるようになっておりますから、小さいお子さんをお持ちの方は必ず予防接種を受けて下さい。

もし子供が交にかつたセキをしたり、呼吸音がゼーゼーするとか熱が出て顔色が赤くなるような場合には一応ジフテリアではないかどうたぐつてみる必要があります。

特に昨年十月より、このジフテリアが本町に於ても発生し、現在迄に二十四名の入院患者を出すという戦後最大の記録を示し、未だに安心の出来ない傾向にありますので充分御注意下さい。

亦最近新聞、ラジオ等で、御見知の通りジフテリアに併せてインフルエンザ(流行性感冒)が大流行しています。

幸いに本町には未だにその発生を見ていませんが一月二月は最も危険な時でありますのでこれ

等予防にも留意して戴きたい。
これ等の重点的予防措置として、先づ

- 1、食前食後手を洗うこと
- 2、出る時入る時はウガイをする
- 3、感冒にかゝらぬよう注意すること
- 4、マスクを着用すること
- 5、集団的な遊び、人混みの中に行くことも出来る限り避けること
- 6、予防注射を完全に実施すること

7、早期発見に努め、変だと思つたら必ず医師の診断を受けること

等で常に常識的判断が肝要であります。インフルエンザは、通常二四〜七十二時間の潜伏期間をおいて急激に発病するもので、急に寒けがしたり、或はふるえを覚えて熱が出、その熱が半日か一日の間に三十八度か九度に達し、三〜四日間続いてから急に又除々下つて来ます。

又は時には一〜二日して一旦熱が下りかけて再び又高くなることもある。熱が出てくると全身だるくなり、頭痛や背中、足腰が痛み、食欲がなくなつて如何にも重い病氣にかかつたとい

う感じが強くなる。関節が痛み鼻水が出たり、又くしゃみや、せき、たん等が出る。咽喉が赤く腫れて痛むこともありま。

この病氣は順調に経過すれば普通四〜五日から一週間位でおつてしまふが、この間肺炎を起すと更に高い熱を出し、肺炎特有の症状を呈してきますので注意が大切です。何れにしても早期発見治療することが必要であり、素人療法を止めて医師の診断を求め指示に基き処置していただく事が無難です。

二十五円の恐喝で懲役六ヶ月

皆さんが一番困つて何かの会合で話に出るのは押売乞食であります。僅か二十円と五円の恐喝で懲役六ヶ月の言渡を受けて刑務所入りした例がありますので御知らせ致します。

網白里町北今泉生れの窃盗傷害前科三犯の三十五才になる男が行つて「俺は旅の貴人だがこの近所でも恵んで貰つた。すまんがお宅でも一度だけ恵んでくんな、前科者はまた刑務所に入りたくなつた」とやくざ言葉で要求して二十円出させ、更に隣の家へ行つて同様な事を云つて五円出させたものであります。被害者が急いで警察へ届けたために現行犯として捕えて、木更津の裁判所で恐喝罪で懲役六ヶ月の言渡を受け、刑務所行きとなつたのであります。

このように急いで早く警察へ犯人が言つた言葉を其のまま話して下されば僅かな金を脅して取つても重く罰せられるのですから、どんな僅かな事でも急いで届けて下さい。そして只恐しい顔をしてたからと言うだけではいけませんから、必ず相手の言つた言葉や態度を其のまま話して下さい。相手によつて色々な言葉を使いますが例を上げる

- (1)おれは日蓮宗の信者だが婆さんは明日中に死ぬ、焼場
- (2)買わなければ買う迄何時間でも動かない。駐在なんか

呼んでも驚かない。
(3)おれは足が悪くて助けないからわらし錢をくれ、くれなければ一日中呼鈴をおしてやる。警察へ届けると殺してしまふぞ。
(4)おれは前科者だ月夜ばかりはないぞ。
(5)おれは刑務所から出て来たばかりだ。喰えないからやつているだ。この家が十円や二十円の物が買えないか等であります。

戸締は嚴重に

戸締特別防犯運動の一環として、十二月二十一日午後十時を期し、警察の協力の元に町内一斉に防犯診断を実施致しました。その結果約半数の家は良好でしたが、表や裏戸にかぎのかけない家が六六戸もあり、戸締りの不注意が目立つています。寝ていて知らない間に大切な物をとられてしまつたという例もありますので、戸締は特に嚴重にして下さい。

昭和三十三年二月一日調査冬期農業統計調査実施についてのおねがい

冬期農業統計調査は、千葉県統計調査条例に基いて制定された農林水産業統計調査規則によつて、毎年二月一日現在に実施する県独自の統計調査であります。この調査は昨年八月一日に実施した夏期農業統計調査とともに、本県農業の基本的事項を統計的に把握して、農業政策樹立の基礎的資料を提供する大切な調査なのであります。この調査によつて得られた個人の内容は、県の定めによつて統計以外の目的に使用することは固く禁じられております。ですから課税など、申告者の不利益になるような事は絶対になく、この結果は農業経営の改善、発達の上の有効な役割を果すことになるのでありますから、統計調査員の方があなたのお宅を訪問した時、適正な結果が得られますよう、御協力をおねがい致します。(総務課)